令和3年度大津市食品、添加物等の年末一斉取締り実施結果

平成30年6月に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号、以下「改正法」という。)の施行により食品衛生法が改正され、営業許可業種の見直し及び営業届出制度の創設が行われました。改正法による改正前の食品衛生法(昭和22法律第233号)を以下「旧法」といい、改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号)を以下「新法」といいます。

令和3年12月1日から28日までに旧法第52条第1項に規定する許可を要する営業施設(以下、「旧許可施設」という。)、 新法第55条第1項に規定する許可を要する営業施設(以下、「許可施設」という。)及び新法第57条第1項に規定する届 出を要する営業施設(以下、「届出施設」という。)に対して監視指導を行いました。

旧許可施設:320 施設、許可施設:69、届出施設103施設、延べ492施設に立入検査を実施しました。

立入検査を実施した492施設中、延べ27施設で違反がありました。これらの施設に対しては、改善を図るよう指導票などによる行政指導を行いました。

許可を要する営業施設に対する監視指導(旧許可施設)

		違反発見 施設数	違反件数					
	調査・ 監視指導 延施設数		食品衛生法				食品表示法	
			施設基準違 反	製造基準等 違反	食品の 取扱不良	その他	食品表示基 準違反	
飲食店営業	176	15	12	7	6	5		
菓子製造業	63	3	3	1	1			
乳処理業								
特別牛乳さく取処理業								
乳製品製造業								
集乳業								
魚介類販売業	30	4			3	1		
魚介類せり売り営業	1							
魚肉ねり製品製造業								
食品の冷凍又は冷蔵業								
かん詰又はびん詰食品製造業								
喫茶店営業	4							
あん類製造業								
アイスクリーム類製造業	6							
乳類販売業								
食肉処理業								
食肉販売業	31	2	1			1		
食肉製品製造業								
乳酸菌飲料製造業								
食用油脂製造業								
マーガリン又はショートニング製造業								
みそ製造業	1							
しょうゆ製造業								
ソース類製造業								
酒類製造業								
豆腐製造業								
納豆製造業								
麺類製造業								
そうざい製造業	8							
添加物(規格あり)製造業								
食品の放射線照射業								
清涼飲料水製造業								
氷雪製造業								
氷雪販売業								
計	320	24	16	8	10	7	0	

許可を要する営業施設に対する監視指導(許可施設)

		違反発見 施設数	違反件数					
	調査・ 監視指導 延施設数			食品表示法				
			施設基準	製造基準	食品の	その他	食品表示基	
飲食店営業	45	2	違反 1	等違反 2	取扱不良	1	準違反	
調理の機能を有する自動販売機	10		'	-		<u>'</u>		
食肉販売業	1							
魚介類販売業	2	1	1					
魚介類競り売り営業		•	•					
集乳業								
乳処理業								
特別牛乳搾取処理業								
食肉処理業								
食品の放射線照射業								
菓子製造業	10							
アイスクリーム類製造業								
乳製品製造業								
清涼飲料水製造業								
食肉製品製造業	1							
水産製品製造業								
氷雪製造業								
液卵製造業								
食用油脂製造業								
みそ又はしょうゆ製造業								
酒類製造業								
豆腐製造業								
納豆製造業								
麺類製造業								
そうざい製造業	5							
複合型そうざい製造業								
冷凍食品製造業	2							
複合型冷凍食品製造業								
漬物製造業	2							
密封包装食品製造業	1							
食品の小分け業								
添加物(規格あり)製造業								
計	69	3	2	2	0	1	0	

許可を要しない営業施設に対する監視指導(届出施設)

		違反発見 施設数	違反件数				
	調査・ 監視指導		食品衛生法			食品表示法	
	延施設数		設備の 不備	食品の 取扱不良	その他	食品表示基準違反	
魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	11						
食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	14						
乳類販売業	19						
氷雪販売業							
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)							
弁当販売業							
野菜果物販売業	6	2			2		
米穀類販売業							
通信販売・訪問販売による販売業							
コンビニエンスストア	17						
百貨店、総合スーパー	17						
自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動 洗浄・屋内設置)を除く)							
その他の食料・飲料販売業	16						
添加物製造・加工業(食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)							
いわゆる健康食品の製造・加工業							
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)							
農産保存食料品製造·加工業							
調味料製造·加工業							
糖類製造·加工業							
精穀·製粉業							
製茶業							
海藻製造·加工業							
卵選別包装業							
その他の食料品製造・加工業	1						
行商							
集団給食施設	2	1	1	1			
器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)							
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの							
その他							
計	103	3	1	1	2	0	

食品の抜き取り検査(収去検査)

製造施設、販売店等から抜き取り(収去)をした食品検体について検査をした結果、違反はありませんでした。

	国産	食品	輸入食品		
	検査検体数	違反件数	検査検体数	違反件数	
魚介類	0	0	0	0	
魚介類加工品	0	0	0	0	
食肉	0	0	0	0	
食肉製品及び食肉加工品	0	0	0	0	
卵及びその加工品	0	0	0	0	
乳	0	0	0	0	
乳製品及び乳類加工品	0	0	0	0	
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	
穀物	0	0	0	0	
めん類	0	0	0	0	
もち	0	0	0	0	
菓子類	0	0	0	0	
(上記以外の)穀類加工品	0	0	0	0	
生鮮野菜及び果物	5	0	5	0	
野菜果物乾燥品及び加工品	0	0	0	0	
豆腐及びその加工品	0	0	0	0	
漬物	0	0	0	0	
(上記以外の)野菜・果物の加工品	0	0	0	0	
そうざい及びその半製品	0	0	0	0	
弁当	0	0	0	0	
冷凍食品	0	0	0	0	
かん詰・びん詰め食品	0	0	0	0	
清涼飲料水	0	0	0	0	
酒精飲料	0	0	0	0	
氷雪	0	0	0	0	
水	0	0	0	0	
調味料	0	0	0	0	
その他の食品	0	0	0	0	
添加物及びその製剤	0	0	0	0	
器具及び容器包装	0	0	0	0	
おもちゃ	0	0	0	0	
計	5	0	5	0	